

# 天幕倉庫解体役務

補給科長



業務隊長	管理科長	営繕班長	管財係	工事企画	担当者

件名	天幕倉庫解体役務				
図面名	表紙				
縮尺			作成年月日	令和7年8月27日	
作成者	防衛技官 杉本 幸乃				図面番号
陸上自衛隊		飯塚駐屯地業務隊			1 / 4

# 仕 様 書

## 1 件 名

天幕倉庫解体役務

## 2 場 所

福岡県飯塚市津島282 陸上自衛隊 飯塚駐屯地

## 3 内 容

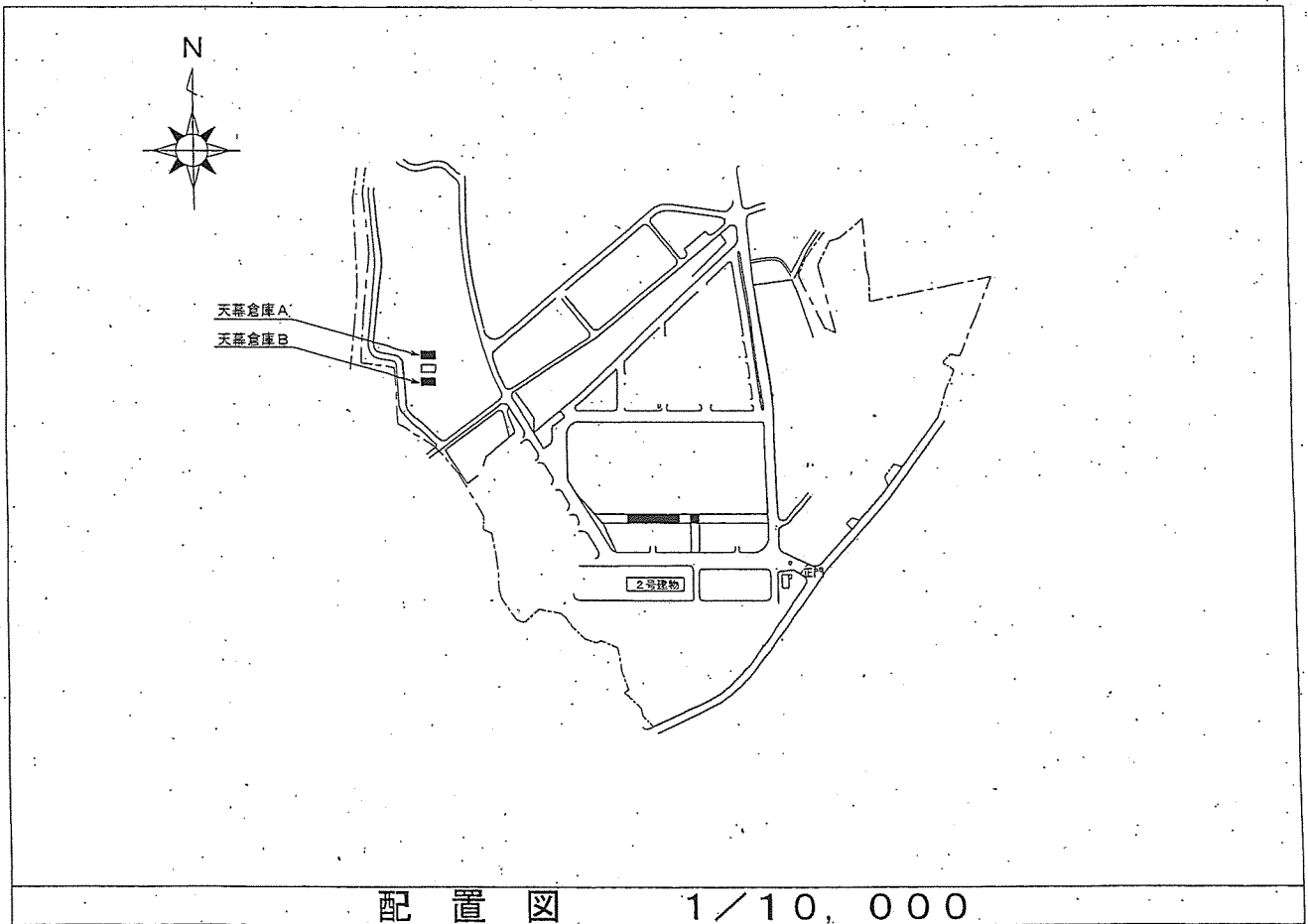
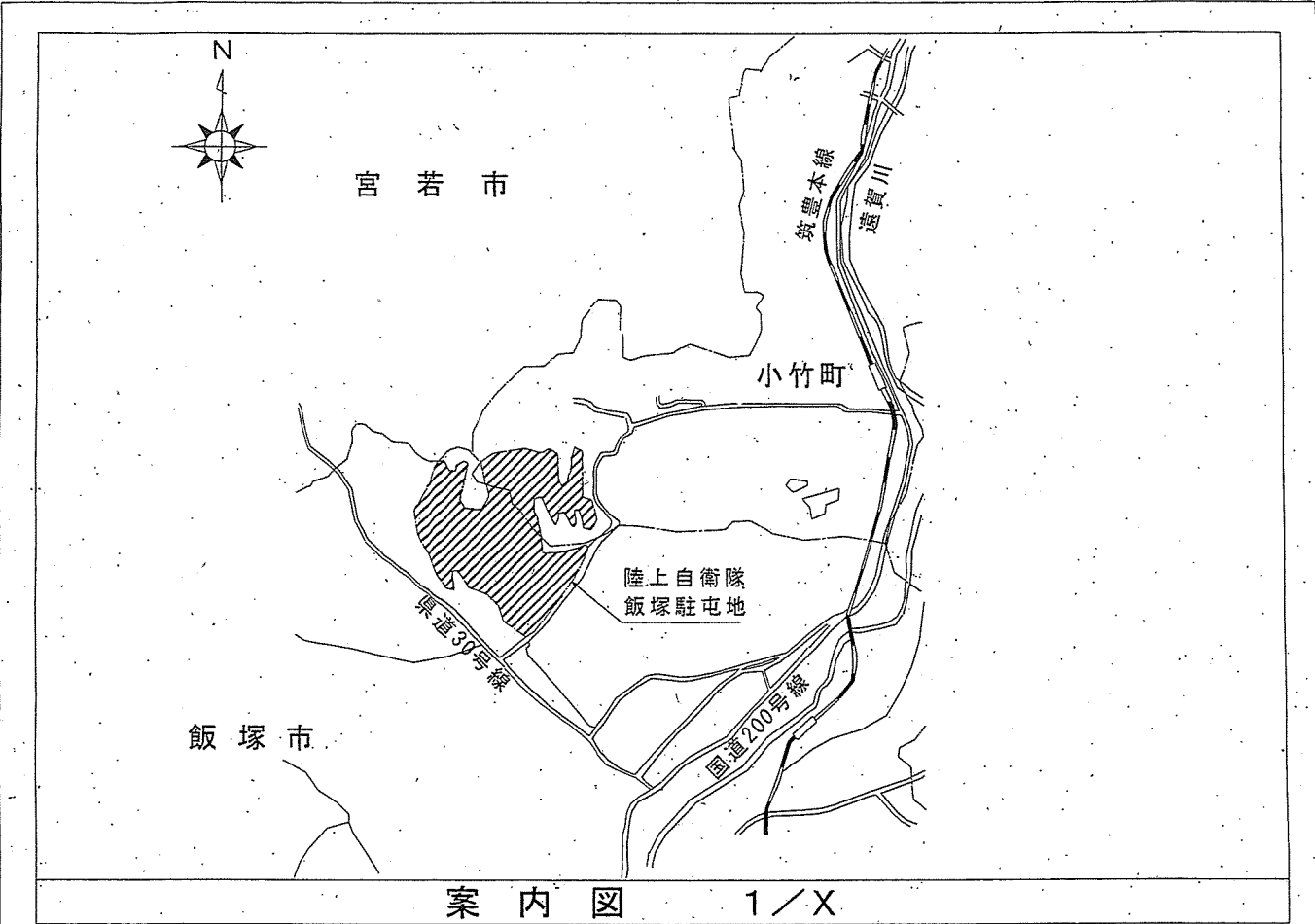
天幕倉庫（鋼製棚含む）解体 2棟

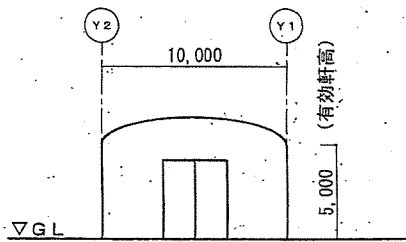
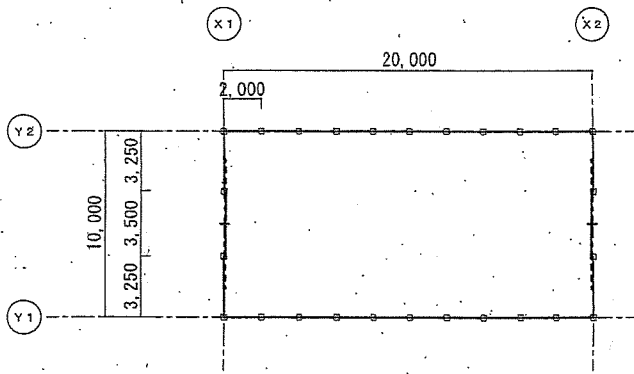
## 4 一般事項

- (1) 本役務は、解体及び高所作業のため安全管理を十分に配慮し実施する。また、作業事故に関しては、請負業社の負担にて処置すること。
- (2) 本役務は、仕様書の他、関係諸法規を遵守し実施すること。
- (3) 本役務の実施状況写真は、作業前・作業後・主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理すること。
- (4) 本役務に際し、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧すること。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施すること。
- (6) 本役務に際し安全確保には十分留意して現場管理を行うと共に、火災等災害及び事故の防止に努めること。
- (7) 本役務の施工に伴う防衛用地への立入り、その他制限事項等は、その都度監督官に指示を受けること。
- (8) 本作業において発生する産業廃棄物は、請負業者の責任において処分を実施するものとする。また、金属くずについては、発生材調書を監督官に提出するものとし、監督官が指示する場所（駐屯地内）に運搬・集積すること。
- (9) 作業終了時、作業場所の清掃及び片付けを実施すること。

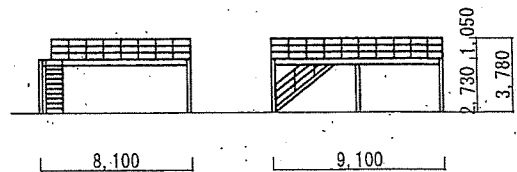
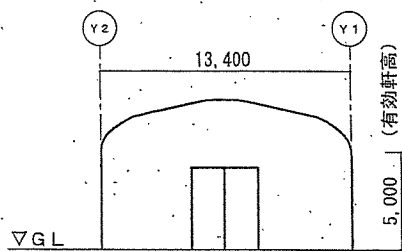
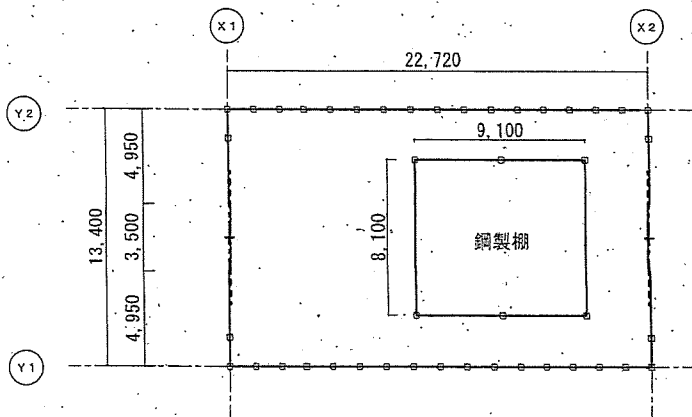
## 5 特記事項

- (1) 本役務の仕上げについては、監督官との調整により現状に合わせて見栄え良く実施すること。
- (2) 倒木を撤去する際に当然必要と思われる事項については、本仕様書に記載なくとも担当者の指示により実施すること。
- (3) 金属くずは長さ6m以内で解体（切断）し、1箇所にまとめて集積すること。
- (4) 天幕シートについては、業者の責任により適正に処分すること。
- (5) その他監督官が指示する書類を提出すること。





天幕倉庫 A 1 / X



天幕倉庫 B 1 / X